

# 退職手当 4段階で大幅削減

今年度の確定闘争の結果、退職手当制度や住居手当制度が大幅に改悪されることになった(裏面参照)。また、昨年末から当局が執拗に主張していた、「① 55歳以上職員の昇給見直し、② 勤勉手当の成績率の全職員への適用、③ 係長級職昇任選考における本人申込制の廃止」なども、若干の手直しはあったものの、強行実施されることになった。

## 小中事務直撃の退手削減

退職手当については、来年1月から2015年度にかけて、最高支給月数が59.2月から45.0月へと段階的に引き下げられることとなった(下表参照)。一方、調整額ポイントは引き上げられることになったが、この結果、主事や主任で退職する者の削減額が課長補佐で退職する者の削減額を上回ることになる。

当局試算によると、主事で退職した場合の退職手当額は2015年度に18,632千円となり、削

減額は2,722千円。また、主任の場合は最終手当額が20,886千円で、削減額は2,789千円。

一方、係長や課長補佐の削減額は、それぞれ2,517千円と2,468千円と、主事や主任より少ない。当局は課長や部長に関する影響額は示していないが、調整額ポイントが上位職に厚く設定されていることからすると、管理職の削減額が更に小幅に止まっていることも考えられる。

## 処遇改善を求め 妥結拒否

もともと、小中事務職員にとって、管理職の退職手当がどうなるかはどうでも良いこと。問題な

のは、主事・主任の削減額が大きいことだ。

東京の場合、小中事務職員の9割近くが主事・主任であり、その殆どが主事・主任のまま退職している。

今回の退職手当の見直しは、こうした小中事務職員を直撃し、全国的に見ても劣悪である東京の学校事務職員の処遇をまた一つ悪化させることになる。こうした問題を少しでも解消するには、(他県並とはいかないまでも)せめて退職時までには係長級職に到達させることが必要である。

このことを念頭に置いて東学は、「学校事務職員の職のあり方について労使で検討を行うこと」を都教委に要求した。ところが、このささやかな要求すら都教委が拒否したことから、東学は今次確定闘争における当局提案を受け入れないこととした。

### B 退職手当の見直しについて

		勤続期間	現行	2013/1/1 ~3/31	2013年度	2014年度	2015年度 以降
定年等退職	支給月数	10年	14.0	12.7	11.4	10.2	9.0
		15年	23.5	21.5	19.5	17.5	15.5
		30年	53.5	50.0	46.5	43.0	39.5
		<b>35年</b>	<b>59.2</b>	<b>55.6</b>	<b>52.0</b>	<b>48.5</b>	<b>45.0</b>
	調整額ポイント	部長	20	23.8	27.6	31.3	35
		課長	15	18.8	22.6	26.3	30
		課補	10	13.8	17.6	21.3	25
		係長	6	9.5	13.0	16.5	20
		主任	3	6.0	9.0	12.0	15
		主事	0	2.5	5.0	7.5	10
	影響額試算	課補	26,618	25,985	25,353	24,751	24,150
		係長	25,260	24,610	23,961	23,352	22,743
		主任	23,675	22,958	22,242	21,564	20,886
		主事	21,353	20,655	19,956	19,294	18,632
普通退職	支給月数	10年	10.00	9.66	9.33	9.0	2014年度 に同じ
		15年	16.75	16.33	15.91	15.5	
		30年	41.50	40.83	40.16	39.5	
		<b>35年</b>	<b>49.75</b>	<b>48.16</b>	<b>46.58</b>	<b>45.0</b>	
		<b>36年</b>	<b>50.00</b>	<b>48.33</b>	<b>46.66</b>		

単位/支給月数:月 調整額ポイント:1月当たりのポイント 影響額試算:千円

※ 支給月数については一部のみを記載した

※ 2015年度に定年等退職と普通退職の支給月数(率)が一本化される

## 2012年度確定闘争の結果

### A 例月給の改定等について

ア 住居手当の見直し(下記参照)を含め、人事委勧告通りに実施(実施時期:2012年12月1日)  
 注)「住居手当見直し効果が平均△4,302円となることから、その一部を用いて公民較差(△1,336円)を解消すると共に、残りを給料(はね返りを含む)に再配分」(人事委勧告)したことから、勧告給料表の給料月額が現行より平均3,000円程度アップした。

Ex. 3級97号給の場合 現) 389,700円 ⇒ 新) 393,100円

イ 4～11月までの期間に係る「所要の調整」を12月期々末手当において実施

ウ 12月10日に現行の条例・規則通りに支給

### B 退職手当の見直しについて (表面参照)

### C 給与制度の改定について

ア 55歳昇給抑制措置 前年度末55歳以上職員の昇給号数を、「最上位＝2号給・上位＝1号給・その他＝無し」とする。(実施時期:2014年4月1日)

イ 現業系職員の昇給調整措置 前年度末55歳以上職員は昇給調整措置から除く。(アに同じ)

ウ 勤勉手当の成績率(実施時期:2013年6月に支給する勤勉手当から適用)

- ① 適用対象 全ての職員(再任用職員については引き続き協議) ② 加算額(成績率の原資) (略)  
 ③ 成績率の段階・段階の決定方法・原資の配分割合(下表) ④適用後3年目に労使で再検証

	成績率の段階	段階の決定方法	原資の配分割合
○行政系・運輸系の係長級以上 ○主幹教諭	4段階 (最上位・上位・中位・下位)	最上位:10%程度の者 上位:40%程度から最上位を除いた者 中位:最上位・上位・下位以外の者 下位:全ての総合評定で最下位の者	最上位2:上位1とし、支給の都度原資の範囲内で定める
○上記以外の一般職員	3段階 (上位・中位・下位)	上位:40%程度の者 中位:上位・下位以外の者 下位:全ての総合評定で最下位の者	全て上位に配分し、支給の都度原資の範囲内で定める

### D 業務職給料表について (略)

### E 住居手当制度の改定について (実施時期:2012年12月1日)

支給範囲(以下の要件を全て満たす者、管理職を除く)	支給金額
① 世帯主等である職員(公舎等に居住する職員を除く) ② 満34歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある職員 ③ 自ら居住するため住宅を借り受け、月額15,000円以上の家賃を支払っている職員	15,000円
① 単身赴任手当を支給される職員 ②～④ (略)	7,500円

### F 1時間当たりの給料等の額の算出について (略)

### G 係長級昇任選考の見直しについて

本人申込制を廃止。育児・介護等、特に考慮すべき事由を有する場合には、その旨を申し出ることが出来る機会を設ける。(実施時期:2012年度選考より)

### H 現業系人事制度について

新3級職(仮称:担任技能長)を設置。資格基準は「認定技能職員である技能主任、かつ年齢55歳以上60歳未満」(実施時期:2013年度任用から適用)

### I 人事考課制度について (略)

### J 高齢期雇用制度(再任用)について

来年度の夏季一時金交渉期までに一定の結論を得られるよう引き続き協議

### K 福利厚生について

必要不可欠な事業予算については一定の配慮